

〔1番 佐藤克成 登壇〕

○1番（佐藤克成）

昨夜から季節外れの雪に見舞われて、今朝早くから市の職員は被害状況の把握に努められ、被害がないことを祈るばかりです。

ただいま議長よりお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1つ目ですが、飛騨市図書館の在り方について。休館日、図書整理日の見直しについて伺います。

飛騨市図書館条例において、休館日、図書整理日について定められていますが、高山市図書館と比べても休館日が多いと感じます。図書館は単に本を借りるところだけではなく、夕方以降や休日にも開かれた公共施設として市民の居場所になっています。特に、学校や仕事終わりの学生や社会人に学習スペースとして利用されておりますが、月1日程度の休館日にとどめ、利便性の向上を図ったらいかがでしょうか。

市内には、夕方以降も開いている商業スペースもなく、公共施設である図書館が平日毎日開館していれば、親の送迎を待つ間、高校生も安心して図書館で勉強したり、ゆっくり休んだりできると考えます。また、開館日を増やすにあたっては図書貸し出し業務を終日設ける必要もないと考えます。図書館運営の費用を抑えつつ、毎日図書館へアクセスできる環境が望ましいと考えます。そこで、休館日の見直しを検討されるかどうか伺いたいと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ声あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ声の表記は省略する。

◎議長（井端浩二）

野村教育委員会事務局長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

飛騨市図書館についてのご質問です。休館日、図書整理日の見直しについてお答えをいたします。

最初に、現在の飛騨市の図書館の運営状況をご説明いたします。

現在、飛騨市図書館には10名、神岡図書館には7名の職員が配置されており、早番と遅番の交代勤務を行いながら、平日は朝9時から夜8時までの11時間開館しています。ここの飛騨市図書館を例に挙げますと、1日当たり7～8名の職員が同時に勤務しておりますが、これは週休二日制を確保するための最低限の人数だと考えております。

次に、県内の図書館の状況です。岐阜市立の中央図書館及び分館、また、高山市の図書館煥章館では週休日を設けておりません。これら比較的大規模な図書館では、職員を確保し開館日を増やす運営をされておりますが、下呂市や郡上市を含むほかの図書館は、飛騨市と同様に休館日が設けられております。なお、岐阜市立図書館は市直営ですが、高山市の煥章館は指定管理者によって運営されており、現在36名とたくさんの職員によって運営されております。仮に飛騨市図書館で高山市並みの運営をしようとする、職員を4人以上増員する必要があり、人件費に加え光

熱費などの経費の増加も避けることはできません。

議員ご指摘のとおり、図書館は単に本を借りるところではなく、学生などの学習スペースとしての利用や、本以外の様々な情報を提供すると同時に、市民にとって安らげる居場所となることが求められていることは十分理解しております。しかしながら、飛騨市のような小さな町では、限られた財源と人的資源で可能な限りのサービスを提供する必要があります。そのため、市では図書館に対する市民のニーズを把握するため、アンケートを毎年実施しておりますが、現在の月曜休館を含めた運営状況で満足と回答している方の割合は80%でした。限られた職員数で運営している現在の状況を考えますと、休館日を設けていることについてはそれなりの理解が得られているものだと考えております。

これらを踏まえ、今後もこれまでどおりの休館日は設けさせていただきたいと思いますが、学習スペースの増設やおしゃべりができるフロアを設けるなど改善を行い、引き続き市民のニーズを調査しながら、さらにサービスの充実した使いやすい図書館、新たに来館したくなる図書館になるよう努めてまいります。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

○1番（佐藤克成）

今、お答えいただきました中で、市民からのアンケートにより現状の休館日の状況からおおむね80%以上の理解が得られているということがございました。また、学習スペースについても今後検討されるという発言をいただきました。

今回、私が休館日、図書整理日についての見直しを質問させていただいた背景には、平日は高校生の利用者がいらっしゃるということで、平日の月曜日が休みになると、その一日は一体どこで過ごすのかということになりまして、月曜日以外の開館日については確実に高校生等社会人の学習スペースとして利用されているものと認識しておりまして、一日だけであっても高校生、そのほか自由に車等を利用して移動することができない学生らにとっては、やはり古川駅周辺にある飛騨市図書館が居場所となっておりますので、学習スペースの確保ということで検討されておりますが、今後、休館日は設定しつつも、どのように学習スペースの確保を図っていくのかお答えいただければと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（野村賢一）

学習スペースにつきましては、今御存じのようにぐるっと回り、カウンターのような形で学習スペースがございまして、2階でも学習スペースはございまして、幼児フロアのほうに机がございまして、そこに空いた机があるというようなことで、そちらを学習スペースとして提供したいと考えています。

そのほか、さっきサービスの件に触れましたけれども、今あそこは飲食禁止となっておりますが、やはり夏場の水分補給とかが大事だということで、例えばペットボトルのような蓋つきの飲料でしたら飲んでいただいていいというふうに改善したいということも今考えています。

休館日を設けるにあたっては、やはりアンケートの中でもちらほらと月曜日は開けてほしいという意見もあることは十分承知しておりますけれども、今の人数ではできないということでござ

います。なので、来館されたときの満足度を高めようという方向で運営をしていくということでございます。

○1番（佐藤克成）

なかなか今の職員数ですぐに休館日を減らして、学習スペースとして利用してもらえるように開放するということはなかなか難しいというでしたが、飛騨市図書館以外にも古川駅周辺には総合会館や、詳しくは承知しておりませんが古川駅の観光案内所の隣の待ち合いスペース、あそこを単に公共交通機関利用者の待ち時間をベンチ等しかありませんけれども、飛騨市図書館休館日において、その他公共施設で利用できるスペースがあるんだという周知を図っていただいて、何とか高校生等の迎えを待つ間、勉強でしたりゆったりと過ごせるというような環境が飛騨市にあったらいいと考えますし、高山市の場合は公共施設以外にも民間の商業スペースがございまして、そちらを利用して各自、自由に過ごすことができますけれども、飛騨市の場合は駅前になかなか利用できる商店がなく、気軽に過ごせるところがございませんので、飛騨市図書館を含め総合会館等、駅周辺部の公共施設で開放できるところは開放していただければと思います。

次の質問に移りたいと思います。国民健康保険（市町村国保）についてご質問します。以降の質問においては、国民健康保険のことを「市町村国保」と統一して呼称させていただきたいと思っています。

1点目、飛騨市で保険料軽減を受けている世帯の割合と軽減率別の内訳についてお尋ねします。

2017年の健康保険実態調査から、市町村国保の特徴として保険料の軽減措置を受けている世帯の多さが挙げられます。全世帯の6割近くが軽減措置を受けています。また、軽減率は2割、5割、7割とありますが、7割軽減が2割軽減、5割軽減よりも倍以上多く、軽減を受けている世帯の大部分が7割軽減であると承知しております。高齢化率40%を超える飛騨市ではどうかお伺いしたいと思います。

2点目、保険料の直近の収納率と100%への取り組みについてお尋ねします。

収納率は国民皆保険制度のもと、公平な負担の観点と保険料額算定の要素ともなっておりますので、100%であるのが望ましいと考えます。岐阜県で100%を達成したことがあるのは白川村だけと承知しております。飛騨市の収納率はトップレベルでございますが、まだまだ100%には至っておりません。

3点目、市町村国保の加入する若年層の保険料の負担が課題だと思われませんが、市の見解はいかがでしょうか。

協会けんぽ等の利用保険と比べても、市町村国保は加入者の年齢構成が高く1人当たりの医療費水準も高いです。また、軽減措置を受けている世帯の数の多さを見ても所得水準は低く、保険料の負担が重くなっています。市町村国保に加入しなければならない農家、自営業者等で医療費が少ない若年層にとっては大きな負担となっています。保険方式をとっている以上、医療に係るリスクに応じて保険料額が決められるべきと考えますが、現状、若年者は軽減措置を受けられず、所得に応じて高い保険料を支払っております。低所得者に対する保険料軽減措置のための財政支援があるならば、医療機関にかかる頻度の少ない若年層に対しては何らかの軽減措置を施し、保険料負担の公平を図り、可処分所得を増やす必要があると思います。若年層の保険料負担について過大なものと思われるかどうか、市のご認識を伺いたいと思います。

4点目、市町村国保に加入する若年層の軽減措置の検討についてお尋ねします。市町村国保につきましては、広域化に伴い県と市町村でそれぞれ役割分担がされ、市町村は保険料徴収にあたっては個人の事情に配慮して保険料を決定できると認識しております。現状、世代間の格差を是正する保険料にはなっていないと考えます。低所得者への軽減措置だけではなく、入通院するリスクに見合った保険料体系にすべきではないでしょうか。若年層に保険料払い損だと思われぬように、若年層に対して負担感を緩和する措置を検討する考えはないでしょうか。よろしくお願いいたします。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

私からは、1点目の保険料軽減世帯の割合と内訳についていまずお答えいたします。

飛騨市国民健康保険において保険料軽減を受けている世帯は、令和5年度賦課期日現在の世帯数3,013世帯に対して、7割軽減は719世帯でその構成比23.9%、5割軽減は527世帯で17.5%、2割軽減は390世帯で12.9%が該当しており、軽減対象世帯数の合計は1,636世帯で54.3%となっています。なお、令和4年度の国民健康保険実態調査による全国平均では、7割軽減32.1%、5割軽減13.7%、2割軽減10.8%、保険料軽減を受けている対象世帯合計では56.6%となっています。

2点目の、保険料の収納率についてお答えします。

飛騨市国民健康保険における令和4年度現年度分の収納率は98.67%となっており、議員おっしゃるとおり県内トップレベルの収納率です。飛騨市国民健康保険の被保険者全員から賦課された保険料を徴収することは当然のことであり、毎年度収納率100%となる努力は続けております。しかし、被保険者の中には失業や病気など、様々な事情により保険料を納付することがどうしても困難になる場合があります、収納率100%にはならないというのが実態です。

世帯の状況によっては、強硬に納付を迫ることで生活を崩壊させてしまう可能性もあるため、納付が滞っている被保険者に対しては、面談による納付相談等を通じて収入状況の把握に努め、納付誓約書を提出していただいた上で分納による納付につなげたり、場合によっては地域生活安心支援センター「ふらっと」や社会福祉協議会の支援機関等と情報を共有するなどしているところであり、引き続き丁寧な対応に努めてまいります。

若年層の国民健康保険料に関する3点目、4点目のご質問については一括してお答えさせていただきます。

国民健康保険などの医療保険は、多額の出費となりがちな疾病、負傷、出産などから保険の仕組みを利用して困窮に陥ることを未然に防止しようとするもので、社会政策の実現手段として、最終的には国が責任を持って運営するものであることから、保険と言っても民間の生命保険などとは異なる特質を持っています。

まず第一に強制的に加入していただく強制保険であること。第二に保険料は能力に応じて支払うこととなっている一方、給付は拠出した保険料とは必ずしも対応せず、保険制度の中に所得再分配の機能も含まれていること。第三に事業運営に要する費用の一部について、必要に応じ国や地方公共団体が財政的負担を行っていることの3点を挙げるができます。

国民健康保険に限らず、国民皆保険制度としての医療保険は健康な方も医療が必要な方もお互いが支え合う制度ですので、医療にかかるリスクに応じて保険料額が決まるものではなく、所得に応じてご負担いただくものであることから、若年層の保険料負担が過大であるとは一概には言えないと考えています。

これまでは議員がおっしゃるように現役世代への給付が少なく、給付は高齢者中心、負担は現役世代中心という社会保障の構造でありましたが、国において全ての世代で広く安心を支えていく「全世代対応型の社会保障制度」の構築を目指して法改正が進められています。一例として挙げますと、出産育児一時金の一部を後期高齢者医療制度加入者が負担する仕組みの導入、出産育児一時金の引き上げ、未就学の子供及び出産する被保険者に係る国民健康保険料の軽減などがあり、いずれも子育て世帯に対して負担感を緩和する施策となっております。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1番（佐藤克成）

今、一概には若年者層の保険料負担は課題ではないというご回答がありました。保険料負担には、所得の再分配の機能があるということで、やはり所得に応じて、保険料を支払う方が能力に応じて払っていくのは当然必要かなと思いますが、今後、高齢者世帯が自然増する中で給付のほうが一際なくこれから拡大するような状況で、今、給付に充てる収入ですが、保険料と窓口負担と公費が入っておりますが、なかなか給付の増大に対応するだけの保険収入ということで、若者の保険料負担が犠牲になっているというような印象はやはり拭えないと思います。

市町村国保は自治体が運営主体となっておりますので、何らかの若者世代の保険料負担の軽減策を検討いただけないかなという思いで質問をさせていただきましたが、飛騨市は先ほどの収納率の高さを見てもかなり力を入れているとお見受けしますが、令和3年度、全国815自治体のうち飛騨市国民健康保険特定健康診査の実施率が3年連続第1位、特定保健指導の実施率は第2位となり、厚生労働大臣より飛騨市が表彰されておりますが、特定健診及び特定保健指導実施率が高いということで、国民健康保険料の中から後期高齢者医療制度へ拠出してありますが、後期高齢者医療制度への拠出金が減算されると負担が少なくなるということで、飛騨市の国民健康保険はこういった実績から後期高齢者医療制度への拠出金が減算されるということで、飛騨市国民健康保険加入者の保険料の引き下げにもつながっておりますが、どの程度この取り組みによって飛騨市国民健康保険加入者の保険料率が引き下げられている実感があるのかどうか、教えていただければと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

申し訳ありません。今そこまで手元に資料がないものですから、お答えできないというのが本音です。

○1番（佐藤克成）

失礼いたしました。自分の感覚では、これからも保険料負担は増大していくと思われませんが、今の水準がぎりぎりだというような世論の反応でございますので、今後、飛騨市の高齢化がどんどん進んでいく中で、ある程度もうこれ以上は保険料率は上げないというような方向性は出てい

るのでしょうか。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

保険料の件につきましては、平成29年度に保険料の値上げを平成30年度からしていきますということを議会にもご説明させていただいて、平成30年度と令和元年度の2か年連続で保険料の値上げをさせていただきました。これは、飛騨市の保険料がすごく低くて、今、国のほうでも国民健康保険料の統一に向けて、しっかり県としてもイニシアチブを取ってやってくださいということの方針が出ております。それに従って県も令和6年度から令和11年度までの国民健康保険の計画の中に、保険料を統一していきたいというような方針がうたわれております。そこに向けて飛騨市としても値上げをしてきましたが、令和2年度、令和3年度、令和4年度、ここがコロナ禍にあったものですから、ここにつきましては値上げをせず据え置きにさせていただいたところで、ただし、令和5年度から再び保険料を値上げさせていただいています。令和6年度も引き続きという形で、基金をうまく使いながら徐々に値上げをさせていただいて、令和13年度には何とか県の平均レベルに追いつくような形での計画を立てておりますので、そのような計画で保険料の値上げは今やっているところでございまして、これは最初に申し上げましたけども、飛騨市の保険料は本当に岐阜県の中でも最低レベルの保険料で維持してきたんですけど、なかなか年齢構造、所得構造の関係からもうこれ以上は引き上げをせずにやってくことはできないということで、このための財源として平成29年度のときに一般会計のほうから2億円を国保会計のほうに入れていただきまして、これは法定外の繰り入れなので、本当はあまりよろしくない繰り入れなんですけども、そういった財源を今使いながら徐々に激変緩和措置を講じてさせていただいておるというところでございます。

○1番（佐藤克成）

市町村国保に加入する職業別・年齢別構成を見ておりますと、その他の保健医療制度、協会けんぽですとか組合健保から見ますと、市町村国保の性格上、厳しい財政運営が行くのはやむを得ないところでございますが、1点、自営業者、農業者が飛騨市にいますので、やはり志を持って飛騨市で事業を進めたり、新規就農者として農家をやってみたりという方が若くして飛騨市を目指されるという状況にありますので、そういった方々が市町村国保に加入して、安心して保険料を払い続けられるような環境を目指していただきたいと思います。と思っています。

では、次の質問に移りたいと思います。少子化対策について、多子世帯を増やす取り組みについて伺います。

子供を産むかどうかは人生において個人の自由な決定に委ねるという考えが取られ、国のほうでも「人口政策」という言葉は使われてないようでございます。よって、国や自治体も子供を産み育てたい環境づくりという視点で政策を講じておられると思います。ただ、完全に個人の自由に任せていたら人口減少は止まらないと考えます。飛騨市でも、もっとインセンティブを与えていくようなことが必要ではないかと考えます。

今ほど、「人口減少」という言葉を使いましたが、「少子化は止まらない」と訂正させていただきたいと思います。

昨日までの一般質問における市長の答弁の中で指摘されていますとおり、人口の多い高齢世代の死亡数増加とその他原因により飛騨市の人口は確実に減少するものと理解しておりますが、「人口減少に即効薬も特効薬もない。」とおっしゃられるように、人口の自然減少分を子供の出生数を増やすことで人口を維持していくことは不可能だと承知しております。だからこそ、持続可能な飛騨市に向けた取り組みに注力していく必要性を飛騨市民全員で共有しなければならないと考えています。

今回多子世帯を増やす取り組みについて質問する背景には、社会保障費の負担増による若年層の手取り収入の減少や、大学進学率上昇や物価高騰のあおりを受けた教育費用の高騰、子育て世代自身の将来不安から、理想の子供の数を3人以上とする夫婦が3人目を断念しているケースがあるのではないかと考えたからでございます。経済的な理由であれば行政が積極的に支援し、子供が3人いても2人分の負担で済むように安心感を与えることができると考えます。飛騨市の多子世帯を増やす取り組みについてお伺いできたらと思います。

◎議長（井端浩二）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からはこの多子世帯を増やす取り組みということでご答弁申し上げたいと思います。

飛騨市で多子世帯に対する支援策というものがございまして、第2子、第3子に対する保育料の減免というのを行っています。ただ、これはあくまでも子育て世帯の支援と位置づけておりまして、議員からお尋ねのありました多世帯を増やすためのインセンティブというものは設けておりません。理由としては、インセンティブを設けることが第2子、第3子を増やすことにつながるかどうか、これが明確ではないということが理由になります。

人口の様々な分析から見ますと、第2子、第3子が増えない、つまりそこに至らない原因というのは割と明確になっておりまして、これは晩婚化であるというふうに考えられております。実際に統計的にはっきり出てくるのですが、結婚年齢が上昇するほど子供の数が少なくなるということのはっきり現れております。これは妊孕性、つまり妊娠する力ですね。これが大きく関わっておるということでございます。特に女性の妊孕性、妊娠する力というのはいろいろな定説で医学会の様々なものにも出てまいりますけども、35歳頃からその低下が顕著となりまして、40歳を過ぎると急激に下がっていくということが医学的にも知られております。このために、結婚年齢が上がりますと出産のタイムリミット、その間が短くなりますから、この妊娠可能な期間が短くなりますので、それが子供が少なくなる原因となっているということです。加えて、妊娠に至ったとしても流死産率が高くなるとはっきりしておりまして、不妊治療を行ってようやく妊娠しても出産に至らないということが多くなるということでございます。

そうしますと、議員お尋ねの多子世帯、第2子、第3子を増やすためにはどうすればいいかというのは、結婚年齢を早めるというのが対策ということになっております。ただ、それは結婚の促進ということになりますが、それと同時にやはりこの妊孕性についての正しい知識を普及していくことが重要であると思います。結婚するということは個人の本当に重大な判断でありますけども、この妊孕性について知っていたか、知っていなかったかということは大きいと考えておるから

でございます。実際に、この妊孕性に関する点については、就学期間、学校にいる間は妊娠に関する教育というのは行われるのですが、卒業して以降、成人期になりますとそうした情報に触れる機会が少ないということが課題になっています。したがって、実際に不妊治療に入られて妊娠のタイムリミットがあるということを知らなかったという方も多いというのが実情であると認識しています。

このために、市としては若者世代への妊娠についての正しい知識を得ていただくための講座を開催するということに取り組んでおりまして、当初は一般社会人向けに始めたのですが、現在は社会に出る前の高校生向けにも対象範囲を拡大して実施をしておりますのでございます。ですので、これが多子世帯を増やすための直接的な対策、政策と言えるかもしれないというふうに思います。

一方で、ここ10年ほど結婚の基礎となる未婚男女の交際について大きな変化が出てきております。国立社会保障人口問題研究所が国勢調査の後に「出生動向基本調査」というものを行っておりますが、これを見ますと18歳から34歳の未婚男女のうち、交際している異性がないと答える人の割合が2010年以降急激に増加をしております。2021年の調査では約7割に達しております。しかも、交際を望まないという人の割合も増えておりまして、30代前半では未婚男性の40%、未婚女性では35%ということになっております。恐らくこうした傾向は飛騨市も同じであろうと捉えております。

こうしたことがございますので、市では結婚相談業務とか婚活イベントなど出会いの場づくりということに取り組んでおりますけれども、この恋愛というのは、ある種最大のコミュニケーションですから、そうしたことを考えるとコミュニケーション能力を高めていくということも結婚の意欲を高める、あるいは結婚の年齢を早めていくということにつながるのではないかと考えておりまして、これはやっぱり学校教育からの人間形成であろうと思っております。今、飛騨市学園構想というものに取り組んでおりますが、地域との連携による探究学習をやっておりますけれども、これは他者への関心というものを高めるという意味においては非常に重要な取り組みであると位置づけておりまして、こうしたことも踏まえて、コミュニケーション能力を高める中で全体として流れを変えていくということになろうかと思えます。

ただ、いずれにいたしましてもこの結婚をめぐるトレンドというのは大きく変化しておるわけですが、一方で、これは人間のデリケートなマインドに関わる問題でありますから、なかなか解がないというのも現状です。したがって、こうしたいろいろな統計とかデータに基づいて正しい分析をしながら、できる限りのことに取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○1番（佐藤克成）

自分こそまだ物が見えていないのでいろいろ勉強になるんですけども、やはり晩婚化ということが出生数が伸びないという理由で、自分も30代前半でありますけれどもパートナー含め、やはり30代を超え、妊孕性のことも意識しなければならない年齢になってきておりまして、やはり自分自身もパートナーも含め妊孕性に対する知識は割とあるのかなと思うところですが、今、成人年齢引き下げに伴いまして、結婚できる年齢が男女18歳と一律になって、一部

は引き上げられたということで、それに伴う影響として、それで晩婚化ということにはならないかとは思いますが、大学進学率の上昇もあって、進学して何年間か社会経験を積みながら異性との出会いということになりますと、やはり妊孕性を意識した年齢にどうしても近づいてきてしまって、結果、理想とする子供の数がなかなか多くは望めないというような状況になっているかと思います。今、教育期間中であればこの正しい妊孕性についての知識を持つ機会もありますし、社会へ出る前にも妊孕性の知識を正しく身につけていただけるような教育というものも行われると期待できますので、引き続き知識の普及に取り組んでいただければと思います。

今晚婚化ということもありましたけれども、異性とのコミュニケーション能力、他者への関心を高める中でそういった出会いの場をつくっていくということもありますけれども、今は人手不足で20代、30代の方は本当に現場で人のやりくりが大変な中で頑張っているというところで、仕事も大変で休日にも本当に貴重な休みだということで、体を休めるというようなことに時間が割かれ、異性と積極的に出会う場に参加したり、結婚に消極的になってしまうというような状況が見られるかなと思います。

20代、30代は仕事を一生懸命していただくのは当然なんですけれども、やはり女性の社会進出に伴って女性も職場に入ってきて来られ、当然の権利として産前産後の休暇ですとか、育児休暇を取るというのは権利として後押しをしていかなければいけないと思うんですけれども、今、人手不足の中で周りに気を遣って、私が抜けたらどうしようとか、日本人はそういう心情が働く中で、上手くタイミングを見計らって子育てに入るというようなところもかなり難しいというところでもありますので、飛騨市では市の職員も含めてなるべく雰囲気づくりを大切にいただいて、人が減っても仕事が回るようにある程度余裕を持った定数にさせていただかなければいけないと思うんですけれども、全国的に若い世代は仕事に追われて子育てに取り組むというような状況ではございませんので、なるべく理解を得ながら飛騨市内の企業ですとか、飛騨市役所職員も含めて若者世代への雰囲気、事業主にとっては明日から出勤できませんというようなことはありがたい話ではないと思うんですけれども、事業主もそこは理解をして、どんどん休みを取って子育てに入っていただくようなことも必要になってきますので、市長をはじめそういった市内事業者に対する理解に努めていただきたいなと思っております。

拙い質問でございましたが、以上で質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

〔1番 佐藤克成 着席〕

◎議長（井端浩二）

以上で1番、佐藤議員の一般質問を終わります。